

○観音寺市移住促進・民間賃貸住宅借上げ料等補助金交付要綱

平成28年 3月30日告示第65号

改正

平成28年 5月20日告示第130号

平成31年 3月 8日告示第26号

令和 2年 2月21日告示第17号

観音寺市移住促進・民間賃貸住宅借上げ料等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、移住及び定住の促進による地域の活性化を図るため、観音寺市内に移住しようとする者の民間賃貸住宅の賃借に係る費用を予算の範囲内で補助することに関し、観音寺市補助金等交付規則(平成18年観音寺市規則第1号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 転入後、観音寺市内に永住し、又は相当期間生活の本拠地を置くことをいう。
- (2) 住宅 地方税法(昭和25年法律第226号)第73条第4号に規定する住宅(公的賃貸住宅、社宅、事業所の寮、雇用促進住宅及び3親等以内の親族が所有する住宅を除く。)をいう。
- (3) 初期費用 住宅の賃貸借契約締結に関して要した礼金、手数料及び保証料の合計額をいう。

(補助対象者)

第3条 観音寺市移住促進・民間賃貸住宅借上げ料等補助金(以下「借上げ料等補助金」という。)の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 香川県外で3年(短期大学を卒業又は専修学校の専門課程を修了した者は、2年)以上居住した直後に香川県外から観音寺市へ転入し、本市の住民基本台帳に記録され

ている者であること。

- (2) 転勤、就学その他一時的な居住ではなく、本市に定住する意思を有する者であること。
- (3) 新たに賃貸借契約を締結し、住宅を借り上げる契約者本人であること。
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する生活保護受給世帯その他の公的家賃補助を受けている世帯に属する者でないこと。
- (5) 日本国籍を有していないときは、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）その他の法令の規定に基づき、日本国の永住権を有している者であること。
- (6) 補助対象者が属する世帯の構成員（当該補助対象者及びその者と生計を一にする親族をいう。以下「世帯構成員」という。）が暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員に該当しないこと。
- (7) 世帯構成員が香川県税及び市税を滞納していないこと。
- (8) 世帯構成員が、過去にこの要綱による借上げ料等補助金の交付を受けていないこと。
- (9) 世帯構成員が、観音寺市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付要綱（平成31年観音寺市告示第47号）に基づく補助金又は借上げ料等補助金に類する他の補助金で市長が指定する補助金の交付を受けていないこと。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、補助対象者が市内に定住しないことが明らかであると認めるときは、借上げ料等補助金の交付対象としないことができる。

（補助金の交付）

第4条 市長は、補助対象者に対し、別表に掲げるところにより、住宅家賃補助金及び住宅初期費用補助金の区分に応じ、それぞれ同表内容の欄に定める額を借上げ料等補助金として交付するものとする。

- 2 住宅家賃補助金は、次条に規定する借上げ料等補助金の交付申請をした日の属する月の翌月から観音寺市に転入した日の属する月の翌月を起算月として24月目までの家賃を対象とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、補助対象者が観音寺市に転入した日の属する月の翌月から借上げ料等補助金の交付申請をした日の属する月までに支払を完了した家賃については、

借上げ料等補助金の交付申請をした年度と同一年度内の家賃に限り、補助の対象とすることができる。

- 4 住宅初期費用補助金は、補助対象者1人につき1回限りとし、住宅の賃貸借契約締結に関して要した初期費用とする。ただし、補助対象者が観音寺市に転入した日の属する月の翌月から起算して24月を経過する日までに借上げ料等補助金の交付申請をした場合に限るものとする。

(交付の申請)

第5条 借上げ料等補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、観音寺市移住促進・民間賃貸住宅借上げ料等補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、次の各号に掲げる書類を交付申請書に添えて市長に提出しなければならない。ただし、2年目以降の交付申請書の提出に当たっては、第2号から第5号までに規定する書類の提出を省略することができる。

- (1) 住民票の写し（続柄の記載されたもの）
- (2) 申請者の戸籍の附票（日本国籍を有する場合）
- (3) 第3条第1項第1号に規定する短期大学を卒業又は専修学校の専門課程を修了した者であるときは、それを証明する書類
- (4) 住宅の賃貸借契約書の写し
- (5) 住宅の賃貸借契約締結に関して要した初期費用の額及びその内容がわかる資料の写し
- (6) 観音寺市移住促進・民間賃貸住宅借上げ料等補助金交付誓約書（様式第2号）
- (7) 香川県税に滞納が無いことを証明する書類
- (8) 市税に滞納が無いことを証明する書類
- (9) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、借上げ料等補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、観音寺市移住促進・民間賃貸住宅借上げ料等補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

- 2 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。
- 3 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきでないとしたときは、観音寺市移住促進・民間賃貸住宅借上げ料等補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更）

第7条 前条の規定により借上げ料等補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請書の内容に変更が生じたときは、観音寺市移住促進・民間賃貸住宅借上げ料等補助金変更申請書（様式第5号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請により借上げ料等補助金の額又は借上げ料等補助金の交付期間を変更することを決定したときは、観音寺市移住促進・民間賃貸住宅借上げ料等補助金交付決定変更通知書（様式第6号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、交付の決定があった翌年度の4月10日までに観音寺市移住促進・民間賃貸住宅借上げ料等補助金実績報告書（様式第7号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由により期日までの提出が困難となったときは、市長の承認を受けなければならない。

（額の確定）

第9条 市長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、及び必要に応じて聴き取り等を行い、借上げ料等補助金の交付の決定の内容（第7条第2項の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき借上げ料等補助金の額を確定し、観音寺市移住促進・民間賃貸住宅借上げ料等補助金の額の確定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

（支払）

第10条 借上げ料等補助金は、前条の規定により交付すべき借上げ料等補助金の額を確定した後に支払うものとする。

- 2 交付決定者は、借上げ料等補助金の支払を受けようとするときは、観音寺市移住促進・民間賃貸住宅借上げ料等補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない

ない。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、借上げ料等補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により当該交付決定を受けたことが判明したとき。
- (2) 交付決定後の事情の変更により第3条第1項各号及び第4条第2項各号に掲げる要件を満たさないことが判明したとき。
- (3) 第3条第2項の規定に該当すると認めたとき。
- (4) 賃貸借契約を解除し、観音寺市から転出したとき。
- (5) その他市長が特に必要であると認めたとき。

2 前項に規定する借上げ料等補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更したときは、観音寺市移住促進・民間賃貸住宅借上げ料等補助金交付決定取消等通知書(様式第10号)により、通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により借上げ料等補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に借上げ料等補助金が交付されているときは、借上げ料等補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

4 市長は、前3項の規定により交付決定者に損害が生じることがあってもその賠償の責めを負わない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、借上げ料等補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年5月20日告示第130号)

この要綱は、平成28年5月20日から施行する。

附 則(平成31年3月8日告示第26号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の第6条の規定により交付の決定があった借上げ料等補助金については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年2月21日告示第17号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条第1項第9号の規定は、この要綱の施行の日以後に申請する補助金の交付について適用し、同日前に申請した補助金の交付については、なお従前の例による。

別表 (第4条関係)

区分	内容
住宅家賃補助金	賃貸借契約に定められた賃借料（管理費、共益費及び駐車場使用料等を除く。）から住宅手当等住宅について事業主が従業員に対して支給する住宅に関する全ての手当（初期費用に係る手当を除く。）を差し引いた額の2分の1の額（千円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てた額）と2万円のいずれか少ない額とする。
住宅初期費用補助金	初期費用の合計額からこれらの額に係る事業主が従業員に対して支給する手当を差し引いた額の2分の1の額（千円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てた額）と6万円のいずれか少ない額とする。